

第3章

数量制限

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

GATT 第 11 条においては、「加盟国は、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と数量制限の一般的禁止が規定されている。これは、数量制限措置が関税措置よりも国内産業保護の度合いが強く、直接的に自由貿易を歪曲する蓋然性を有する措置とみなされているからである。例えば、相手国が関税による輸入制限措置をとっている場合でも、輸出者が高関税の障壁を乗り越えられるだけの価格競争力をつければ輸出を伸ばすことが可能となるが、輸入数量制限を行っている場合には、いくら価格競争力をつけても制限数量以上の輸出は不可能である。また、需要が供給を十分に上回る場合には、価格が高くとも物品を購入しようとするが、数量制限が行われている限りその需要は満たされない。こうしたことから、数量制限措置は関税措置より

も貿易歪曲効果が大きい措置としてその禁止が GATT の基本原則とされてきたのである。

GATT にはこの基本原則の例外となる規定も存在している。しかし、こうした規定は、食糧等の危機的不足（GATT 第 11 条第 2 項）、国際収支の擁護（GATT 第 18 条 B）など GATT 上正当とされている政策根拠に基づいてとられる措置を一定の条件の下に許容するに過ぎない。

(2) 法的規律の概要

①数量制限措置に係る 1994 年の GATT の概要

GATT 第 11 条は、WTO 加盟国に対して原則として製品の輸入制限、輸出制限を行うことを禁止しているが、同時に、限定的又は暫定的にこれを容認するいくつかの例外規定も置かれている（図表 II - 3 - 1 参照）。以下、WTO 協定に明示的根拠を有する主な数量制限について詳述する。

<図表 II-3-1>数量制限措置に係る 1994 年の GATT の概要

GATT 第 11 条に規定されている例外

- ・食糧その他輸出国にとって不可欠な物資が危機的に不足することを防止、緩和するための一時的な輸出禁止又は制限（同条第 2 項（a））
- ・基準認証制度等の運用のために必要な輸出入の禁止又は制限（同条第 2 項（b））
- ・国内農漁業の生産制限措置の実施のために必要な農漁業製品の輸入制限（同条第 2 項（c））

GATT 第 11 条以外に GATT で規定されている例外

（ア）非経済的な目的のための例外

- ・公徳の保護、人、動物等の生命又は健康の保護等を目的とした一般的例外（第 20 条）
- ・安全保障のための例外（第 21 条）

（イ）経済的な目的のための例外

- ・国際収支擁護のための数量制限（一般の加盟国については第 12 条、初期の経済開発段階にある開発途上国については第 18 条 B
- ・初期の経済開発段階にある開発途上国等における特定産業保護確立のための数量制限（第 18 条 C、D）
- ・輸入急増による国内産業への重大な損害を防止、救済するための数量制限（セーフガード）（第 19 条）
但し、これらの例外規定に基づき実施される数量制限は、原則無差別に適用されること（第 13 条）等を条件としている
- ・パネル勧告の未履行に対する対抗措置としての数量制限（第 23 条 2 項）
- ・閣僚会議（非開催期間中は一般理事会）で例外として認められたウェーバー取得による数量制限（ウェーバー取得の要件については、第 1 章「最恵国待遇」参照）

②国際収支（Balance of Payments (BOP)）の擁護のための輸入制限

国際収支擁護のための輸入制限措置を認めた GATT の規定（第 12 条、第 18 条 B）は、IMF により国際収支上の困難があると認められた場合に援用可能（第 15 条 2 項）であるが、いわゆる IMF 第 8 条国（原則として為替制限の認められない国）につ

いては、こうした国際収支上の困難があると認められた例は少ない。

図表 II - 3 - 2 は WTO 国際収支委員会 (BOP 委員会) での近年の協議状況を示したものである。なお、GATT 第 12 条は全加盟国によって援用可能であるのに対して、第 18 条 B は開発途上国のみが援用可能である。

<図表 II-3-2> 近年の GATT 第 12 条・第 18 条 B に基づく措置に関する WTO・BOP 委員会での協議状況

国 名 (援用年)	根拠条	直近協議	措置内容	現 状
エクアドル (2015年)	第18条B	2015年10月	輸入課徴金	2015 年 4 月、国際収支の深刻な悪化のため、最大 15 ヶ月間、輸入課徴金を賦課する旨を BOP 委員会に通報。2016 年 4 月の地震発生を理由に、同措置をさらに 1 年延長する旨を同委員会に通報。そのうえで、2017 年 7 月、同年 6 月を同措置が終了した旨を通報。 BOP 委員会における計 7 回の協議では、輸入課徴金が WTO ルールを遵守しているか否かについてコンセンサスに至らず、2017 年 8 月、BOP 委員会は、同措置の撤廃を確認し、エクアドルとの協議を終了した旨の報告書を一般理事会に提出し、同年 10 月、同報告書が採択された。
ウクライナ (2015年)	第12条	2015年6月	輸入課徴金	2015年1月、国際収支の深刻な悪化及び外貨準備の大幅な減少のため、1年間、輸入課徴金を賦課する旨をBOP委員会に通報。しかしながら、同年6月の協議において、同措置について、加盟国間のコンセンサスを得られなかった。 同国は当該輸入課徴金制度を、2016年1月1日に撤廃。

エクアドル (2009年)	第18条B	2009年6月	輸入制限	2009年2月、国際収支の悪化に伴い、1年間の時限付で、630品目に対して、関税引き上げ等の輸入制限措置を導入したことをBOP委員会に通報。6月の協議においてGATT第18条Bの適用が認められた。同国は輸入制限措置を、2010年1月までに撤廃すると約束。2010年7月までに措置を撤廃している。
ウクライナ (2009年)	第12条	2009年9月	輸入課徴金	2009年3月、国際収支問題を理由に、13%の輸入課徴金を賦課する旨をBOP委員会に通報。しかしながら、同年9月の協議において、BOP委員会はGATT第12条の適用はできないと決定。同国は2009年9月に撤廃している。
バングラデシュ (1962年)	第18条B	2002年10月	農産品等を対象とした輸入制限	2001年1月のBOP委員会において、GATT第18条に基づき輸入制限を行っている16品目のうち11品目については、撤廃計画（2005年1月までに全廃）が承認された。残る5品目のうち、①砂糖については、2005年7月まで引き続き輸入規制を行うことが撤廃計画の提出とともに了承され（2002年2月のBOP委員会）、②鶏、鶏卵、紙箱、塩の4品目については2009年まで第18条Bによる規制措置の継続が承認された（2002年10月のBOP委員会）。その後、バングラデシュは紙箱（2005年）、塩（2008年）、鶏卵（2009年）についてそれぞれ規制措置を撤廃した旨、BOP委員会に通報している。

このように GATT 第 12 条、第 18 条 B は、国際収支の悪化を理由として輸入を制限することを認める例外規定であったが、同条の要件を満たすか否かの判断が厳格になされていなかったため濫用される事例もあった。このため、WTO 協定では、同条項の発動要件の明確化が図られ（1994 年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解（図表 II - 3 - 3））、対象品目や措置の撤廃時期を明確にすること等が援用国に求められるようになった。なお、2009 年、ウクライナとエク

アドルがリーマン・ショック等の影響を受けて輸入制限措置を導入し、BOP 委員会に対してそれぞれ GATT 第 12 条、第 18 条 B の適用を求めている。しかしながら、ウクライナについては導入は一時的なものに留まり、両国ともに当該措置を撤廃した。また、2015 年には、再び、ウクライナとエクアドルが輸入制限措置を導入したが、いずれについても BOP 委員会においてコンセンサスを得ることができないまま撤廃された。

<図表 II-3-3> 国際収支に係る規定に関する了解

発動要件及び発動手続	① 輸入制限的な措置は、輸入の全般的な水準を管理するためにのみとることができ、また、国際収支の状況に対処するために必要な限度を超えてはならない。（パラグラフ4） ② 輸入制限的な措置の撤廃の時期についての予定を公表する。（パラグラフ1及びパラグラフ9）
------------	--

	③ 危機的な状況が存在する場合を除き、数量制限を避けるよう努力し、価格を基礎とする措置を優先してとる。（パラグラフ2及びパラグラフ3） ④ 同一の製品について二種類以上の輸入制限的な措置をとることはできない。（パラグラフ3）
BOP委員会	① 国際収支擁護措置の発動後4か月以内に、委員会との協議を開始し、適宜、GATT第12条及び第18条の規定に従って協議を行う。（パラグラフ6） ② 委員会は、一般理事会に対し協議に関して報告する。（パラグラフ13）

③農業に関する協定

農業分野に関しては、(a) 米国が農産物価格支持政策による穀物増産と輸出を拡大してきたこと、(b) EU が共通農業政策（CAP）による農産物価格支持政策、輸入課徴金、及び輸出補助金により大口輸入国から大口輸出国に転じたこと、(c) 穀物に関して、1970 年代前半までの不足基調から過剰基調へと国際的需給が変化し、穀物輸出競争が激化してきたこと等を背景として、ウルグアイ・ラウン

ドにおける交渉が難航したものの、各国が市場アクセス（関税化等）、国内助成（補助金削減等）、輸出競争の3分野における具体的かつ拘束力のある約束を作成して1995年から2000年までの6年間の実施期間においてこれを実施することで合意された。農業合意の市場アクセス関係部分の概要は図表Ⅱ-3-4のとおりであり、これに従って、各国が以前の輸入数量制限的な措置をWTO整合的にすることとなった。

<図表Ⅱ-3-4>農業合意の概要（補助金に係る規律は、第7章「補助金・相殺措置」を参照）

非関税措置の関税化	すべての非関税措置を関税に置き換える（関税化）（農業協定第4条第2項）とともに、これらを譲許する。
関税の削減	譲許した関税は6年間にわたって農産物全体で36%、タリフラインごとに最低15%削減する。
関税相当量、基準年	関税化する際の指標となる関税相当量（内外価格差）は、原則として国内卸売価格と輸入価格の差とし、その基準年を1986～1988年とする。
現行アクセス機会、ミニマム・アクセス機会の設定基準	関税化対象品目についての現行アクセス機会を維持する。但し、輸入がほとんどない場合については、ミニマム・アクセス機会を、実施期間の1年目については、国内消費量の3%に設定し、実施期間満了までの間にこれを5%に拡大する。
特別セーフガード（特別緊急調整措置）	関税化を行った品目については、以下の場合において特別緊急調整措置として追加的関税を、①の場合は関税の1/3を限度とし、当該年度に限り、②の場合は例えば10%超40%以下の下落に対しては、10%を超える分の30%を、当該船荷に限り、賦課することができる（第5条）。 ①輸入量が過去3年間の平均輸入量の一定割合を超えて増加した場合 「基準発動水準」市場アクセス機会が 国内消費量の10%以下の場合：125% 10%超30%以下：110% 30%超：105% ②輸入価格が、1986～1988年の年間平均価格（基準価格）より一定割合以上下落した場合
輸出禁止・制限に対す	農産物について輸出の禁止又は制限を行う国は、輸入国の食糧安全保障に与える

る規律	影響に対して十分な考慮を行うとともに、農業委員会に通報し、実質的な利害関係を有する輸入国と協議を行う。（農業協定第12条第1項）
-----	--

（注）以下の基準を満たす農産物については、ミニマム・アクセスを一定率引き上げる（3%→5%を4%→8%）ことを条件に、関税化の特例措置（6年間関税化を実施しない）が認められる。

- （a）基準期間（1986～1988年）において、当該農産物の輸入が国内消費量の3%未満であること。
- （b）輸出補助金が付与されていないこと。
- （c）効果的な生産制限措置がとられていること。

なお、実施期間中特例措置を終了させる場合は、ミニマム・アクセスの毎年度の増加率が終了した翌年度から低下する（0.8%→0.4%）。

（3）経済的視点及び意義

輸入数量制限（相手国の輸出数量規制等の実質的な輸入数量制限を含む）の実施は、外国産品の輸入量を直接制限することで国内産品との直接の競合を回避させるため、短期的には輸入国内において当該産品を生産している産業の利益確保・拡大、当該産業における雇用の安定等に役立つ面があると考えられる。また、その国の貿易量が国際価格に影響を及ぼす大国の場合には、輸入数量の減少が交易条件を改善し、結果として輸入国全体の経済厚生を高める可能性もある。更に、外国企業が、輸入数量制限による輸出量の減少を契機としてその国に直接投資を行って生産を移転すれば、雇用促進、技術移転の促進等の効果もあると言えよう。

しかし、数量制限は、輸入国の消費者やユーザー産業の外国産品へのアクセスを阻害し、価格上昇や産品の選択範囲の幅が狭まることを通じて明らかに彼らの経済的便益の低下をもたらす。数量制限が自国の交易条件を改善させても、それは他方では外国の交易条件の悪化をもたらしており、

外国の経済厚生を低下させることになる。なお、数量制限によって生じる国際価格と国内価格の乖離は、レントとして輸出入ライセンスの所有者の利益となるが、輸入数量制限に比べて、輸出数量制限ではレントが海外へシフトする分、輸入国の経済厚生が低くなる。また、数量制限の実施にあたっては、数量・品種及び輸入業者・企業（輸出数量規制の場合には輸出業者・企業）を予め決定するため、その決定が恣意的で不透明になりやすく、産業間の不公平や輸出入ライセンスの取得に関する不公平をもたらす可能性がある。更に、輸入数量が国際価格や為替相場の変化を全く反映しないという問題もある。このため GATT/WTO は一部の例外を除き、廃止すべきとしている。

数量制限を維持する場合、運用如何では厳しい競争環境における生産性向上、合理化に向けた企業努力を阻害すること等の悪影響を及ぼす可能性もある。そのため、暫定的な位置づけを明確にして、この間に十分な産業構造の調整や生産性向上を行わない限り、例え短期的に有用であるとしても、中長期的には当該産業の発展や当該制限実施国の経済的便益をかえって損なう可能性が高い。

2. 主要ケース

（1）米国ーキハダマグロの輸入規制 (GATT パネル、DS21、29、33)

米国は、1972 年海洋哺乳動物保護法（Marine Mammal Protection Act of 1972）に基づき、IATTC（全米熱帯まぐろ類条約）水域において、キハダマグロとともに混獲されるイルカの保護を目的として、混獲を行っているメキシコ等からのキハダマ

グロ及びその製品の輸入を禁止している。1991 年、メキシコの要求によって GATT にパネルが設置され、本措置が GATT 違反である旨のパネル報告が提出された。同報告は、（a）米国の措置はイルカ保護を達成する手段としては必要かつ適切なものとは必ずしも言えないこと、（b）自国の域外の対象保護を理由とした措置を安易に認めると、規制の必要性及びその程度に関する一国の一方的な認定によって

他国の権利が危うくなることから、本措置は、GATT 第 11 条に違反する数量制限であり、GATT 第 20 条 (b) や (g) では正当化されないとしている。なお、メキシコは米国との二国間の話し合いにより解決を図り、理事会でのパネル報告の採択には至らなかった。

その後、1992 年 9 月、EU 及びオランダ（オランダ領アンティル諸島を代表）の要請に基づき再度パネルが設置され、1994 年 5 月に本措置が GATT 違反であるとの報告が提出された。同報告は、米国の措置は他国の政策変更を強制するためにとられたものであり、そのような措置は動物の生命又は健康の保護に必要なものであったり、有限天然資源の保存等を有効にすることを主たる目的とし得ないので、GATT 第 20 条 (b) や (g) では正当化されず、GATT 第 11 条違反であるとしている。しかしながら本報告も、1994 年 7 月の GATT 理事会以降同理事会での採択が図られたが、米国の反対により採択されていない。

（２）米国－エビの輸入規制（DS58）

米国は、1989 年に施行された米国海亀保存法において、1991 年 5 月 1 日以降、エビ漁業に関して、米国内と同等の海亀混獲回避プログラムを実施している旨が相手国政府からの証明（certification）で示されない限り、当該国からのエビ製品の輸入を禁止するとした。これに対し、インド、マレーシア、パキスタン、タイは、米国の措置は、GATT 第 11 条等に違反し、GATT 第 20 条を含むいかなる GATT の規定によっても正当化できないとして WTO 紛争解決手続に則った訴えを起こした。パネルは、米国によるエビ輸入に関する措置が GATT 第 11 条違反であること、多角的な貿易体制に脅威をもたらすような方法により他国の政策に影響を与えるような措置は、GATT 第 20 条でも正当化されない等の判断を示した。これに対して、上級委員会もパネルの認定を一部覆す判断を行ったものの、概ねパネル判断を指示する結論を示している。

（３）ブラジル－再生タイヤの輸入に関する措置（DS332）

2004 年、ブラジルは、廃タイヤの堆積は病原体

媒介の蚊の温床となり、マラリアやデング熱等の発生を促すことから、人間の生命及び健康に重大な悪影響があるとして、中古タイヤの輸入、販売、輸送、保管等の規制を導入し、再生タイヤの輸入を禁止した。これに対して EC は、中古・再生タイヤの輸入禁止・制限は GATT 第 11 条第 1 項に違反するとして、WTO 紛争解決手続に則って訴えを起こした。パネルは、EC の主張を認め GATT 第 11 条違反を認定し、ブラジルが上級委員会において争わなかったためパネル段階で確定している。なお本件においては、GATT 第 11 条違反に加えて、同違反が GATT 第 20 条 (b) により正当化されるかどうか争われた。上級委員会は、メルコスール諸国からの中古・再生タイヤの輸入等、一部に例外が認められていたことを理由に、当該輸入禁止・制限措置は「恣意的な若しくは正当と認められない差別待遇」（GATT 第 20 条柱書）に当たるとして、GATT 第 20 条による正当化を認めなかった。

（４）アルゼンチン－非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大（DS438、444、445）

アルゼンチンは、2008 年 11 月に金属製品（エレベータなど）等約 400 品目について所定の情報を添えた申請を義務付ける非自動輸入ライセンス制度を導入したが、ライセンス発給要件が不明確であり、発給遅延も生じていた（ただし、同制度はパネル設置直前の 2013 年 1 月に廃止され、WTO 紛争解決手続では審理されなかった）。また、アルゼンチンは、遅くとも 2009 年以降、明文の法令に基づかない口頭の指導によって、輸出入均衡要求（輸入を行う条件として同額の輸出または国内投資を求める措置）や輸入抑制等を目的とした国産化要求等の各種の貿易関連要求（Trade-related Requirements）を行っており、さらに、2012 年 2 月には、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定し、輸入をしようとする事業者は、輸入手続きに着手する前に、輸入品目・数量・金額等の指定事項を連邦歳入庁に申告し事前承認を得ることが必要となった。

米国、EU 及び日本は、アルゼンチンのこれらの輸入制限措置は GATT 第 11 条第 1 項に違反すると主張して WTO 紛争解決手続に則った訴えを起こし、2014 年 8 月、パネルは申立国の主張を認める報告

書を公表した。パネルは、まず、貿易関連要求について、①口頭の指導によって実施されているため措置の存在そのものについて争いがあったところ、政府発表文書や企業の提出した宣誓供述書等の各種証拠資料によって、輸入の抑制や貿易赤字の削減を目的とするアルゼンチンの政策に基づいて、広汎な産業の輸入者に対して、輸出入均衡要求、ローカルコンテンツ要求、投資要求等を課すという措置が存在することを認定した。また、GATT 第 11 条第 1 項上の輸入制限 (restriction) に該当するか否かの判断基準について、先例を踏まえつつ、輸入に対して制限的効果 (limiting effect) を持つか否かである旨を判示したうえで、②要求に応じることが輸入の条件となっている点及び明文がなく透明性や予測可能性に欠ける点で輸入を制限するものであるとして、GATT 第 11 条第 1 項違反を認めた。また、事前宣誓供述制度についても、承認取得が輸入の条件となっており、同制度に参加し承認プロセスを停止・遅延しうる行政当局の範囲やその裁量行使基準が不明確であることから、輸入を制限し GATT 第 11 条第 1 項に違反すると判断した。アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴したが、2015 年 1 月、上級委員会はパネル報告書の判断を維持する旨の報告書を公表した。

(5) コロンビア—非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大 (DS461)

本件は、コロンビアが 2013 年 1 月に導入した繊維・衣類・履物に対する複合関税制度について、パナマが、譲許税率を上回っているとして GATT 第 2 条違反を主張し、同年 6 月にパネルが協議要請した事案である。2015 年 11 月にパネル報告書が公表され、パネルは GATT 第 2 条不整合性を認め、GATT 第 20 条(a) (公徳の保護) に基づく正当化を認めず、2016 年 6 月公表の上級委員会報告書において上級委員会はパネル判断を支持した。(原手続の詳細について、第II部第4章2. 主要ケース(13)を参照のこと)

その後、コロンビアが 2016 年 11 月付で関税措置を修正し、2017 年 2 月、パネルが、コロンビアが原審の勧告・判断を完全に履行した旨を確認することを求めて履行確認手続を提起した。これに対し、同

年 5 月、パナマが、①評価額に争いがある場合、基準価格以下の対象輸入品目の通関時に担保(銀行等による保証)の供与を求める措置(「特別担保措置」)及び基準価格以下の対象輸入品目に適用される各種措置(上記特別担保措置、書面提出義務、入国地点規制等を含む)から成る関税レジーム(「特別輸入レジーム」)という2つの履行措置について、GATT 第 11 条第 1 項等に不整合であるとして反訴した。

2018 年 10 月、パネル報告書が公表された。①特別担保措置について、パナマは、負担が重く、(銀行等による条件に服するため)安定性に欠け、恣意的であると主張したが、パネルは、本措置は担保の金額ではなく算定方法を定めるものにすぎないこと、評価額に争いある場合の通関時の担保要求は WTO 法上許容された措置であること、銀行等による保証を求める例は一般的といえること等から、いずれの主張も認めず、本措置は輸入に対する制限的効果を有しているとはいえない、とした。また、②特別輸入レジームについては、リスク分析のための一定の要求は国際貿易における日常的側面であることにも付言しつつ、パナマは構成要素のいずれについても輸入に対する制限効果が認められることを立証できておらず、各要素を総合しても同効果があるとは認められないとした。よって、パネルは、①・②いずれの措置についても、GATT 第 11 条第 1 項不整合性を認めなかった。

また、パネルは、第 2 条第 1 項(譲許税率)、第 10 条第 3 項(a) (一律・公平・合理的方法による実施)、関税評価協定上の各種条文(最低課税価額の定め及び関税評価決定の遅延)について、いずれも主張を認めず、コロンビアは WTO 協定に整合的に DSB の勧告・判断を履行した、と結論づけた。

本件は、2018 年 11 月にパナマが上訴し、現在、上級委員会手続が係属している。

(6) EU—エネルギー産業に関する措置 (DS476)

2018 年 8 月公表のパネル報告書は、EU ガス指令に基づく具体的なインフラ免除措置(一定の主要インフラ措置について分離義務を免除するもの)の決定に関し、天然ガスを輸送するパイプラインの出口容量の上限を設定した点等に関して、GATT 第 11 条第 1 項不整合性を認定した(詳細について、第II部

第 12 章 3. 主要ケース (7) : ④ガス指令上のインフラ免除措置を参照のこと)。

(7) インドネシア—園芸作物に対する輸入規制 (DS477、484) 及びインドネシア—鶏肉に対する輸入規制 (DS480)

インドネシアは、2013 年から 2014 年にかけて、①園芸作物及び食肉、②鶏肉及び鶏肉製品に対して、それぞれ新たに輸入ライセンス制度を導入した。いずれも基本的には、輸入ライセンス（商業省）に際し、対象製品の所管省である農業省による推薦状の発行を求め、かつ、輸入ライセンスまたは推薦状の発出を様々な条件にかからしめるものである。①園芸作物及び食肉につき、2014 年 5 月、米国及びニュージーランドが GATT 第 11 条第 1 項違反等を主張して協議要請し、②鶏肉につき、2014 年 10 月ブラジルが同様に GATT 第 11 条第 1 項違反等を主張して協議要請した。これら 2 件は別ケースであるが、同種の措置をとりあげており、共通論点が多いため、同じ項目で記述する。

(ア)園芸作物及び食肉に関する輸入規制 (DS477、478)

2016 年 12 月、パネル報告書が公表された。申立国は、まず、(i)輸入ライセンスや推薦状の申請期間や有効期間が限定されていること、(ii)申請時に設定された輸入条件が硬直的であること、(iii)輸入ライセンスにおいて特定された輸入量の 8 割を実際に輸入する義務があること、(iv)収穫期により輸入可能な期間が限定されること、(v)申請した輸入量全量を収容できる容量を有する貯蔵庫をインドネシア国内に保有する必要があること、(vi)輸入品の用途・販売先・流通先が限定されること、(vii)一部品目に対する参照価格の適用、(viii)収穫後 6 か月以内に輸入する必要があること等を、それぞれ個別措置として特定した。さらに、これらの個別措置から構成される輸入ライセンス規制全体(as a whole)も、別途の措置として特定した。

パネルは、各個別措置について輸入に対する制限的効果を認め、また、規制全体についても、各構成措置が相互に関連し、制限的効果が悪化することを認めて GATT 第 11 条第 1 項違反を認定した。

また、インドネシアは GATT 第 20 条(a)号（公徳の保護）、(b)号（健康の保護）、(d)号（法令遵守）による正当化を主張したが、パネルは、上記(i)–(vii)に関しては、措置の構造に鑑みても、措置が(a)・(b)各号規定の規制目的を達成できないわけではない(not incapable)と評価できる結びつきがなんら見当たらないため、措置とこれらの規制目的の関連性が認められず、また、インドネシアは(d)号上の WTO 整合的な法令を特定できていない(そのため、(d)号上の措置と目的の関連性を検討できない)、とした。上記(viii)については(b)号上の規制目的との関連性は認められるが、必要性が認められず、また、適用ぶりから柱書上の「恣意的で正当化できない差別」に該当する、とした。最後に、規制全体に関して、たとえ各号を満たすとしても、適用ぶりが柱書上の「恣意的で正当化できない差別」に該当するとした。よって、パネルはいずれの措置についても正当化の主張を認めなかった。

なお、申立国は、同じ措置について農業協定 4.2 条違反も主張したが、パネルは訴訟経済を行使し判断しなかった。また、GATT 第 11 条第 2 項(c)号について、農業に特化した規定なので、農業協定第 4.2 条脚注 1 の「農業に特定していない一般的規定」に該当せず、農業協定第 4.2 条不整合性に対する正当化事由として主張できないとし、また、GATT 第 11 条第 2 項(c)は農業協定第 4.2 条によって機能を失っており、GATT 第 11 条に対しても正当化事由として主張できない、と判示した。

2017 年 2 月、インドネシアが、GATT 第 11 条と農業協定第 4.2 条の関係、GATT 第 11 条第 2 項(c) (ii)の有効性、及びパネルによる正当化事由の判断プロセス（規制全体等の一部の措置について、各号該当性を判断せずに柱書のみ判断した点）についてのみ上訴した。2017 年 11 月、上級委員会報告書が公表された。

上級委員会は、まず、GATT 第 11 条と農業協定第 4.2 条の関係について、農業品に対する数量的輸入制限措置を問題とする限りにおいて、両条文は同一の義務を規定しており、パネルは審理順序について裁量を有する、と判示した。また、GATT 第 11 条第 2 項(c) (ii)に関しては、農業協定第 4.2 条に不整合な措置を正当化する根拠とはならないというパネル判断を維持した。他方、同条が（農産品に関する）GATT 第 11 条第 1 項違反に対して農業協定第 4.2 条

によって機能を失ったのか、に関しては判断を避けた。

また、正当化事由の判断プロセスについては、GATT 第 20 条柱書は、同条上の例外の濫用を防止する目的を有するので、第 20 条は各号該当性を判断してから柱書該当性を判断するシークエンスを予定しているが、柱書の要件の分析に関連する各号上の要素を認定する限り、シークエンスから乖離しても、ただちに不可逆的な法的過誤にあたるわけではない、という一般論を示しつつ、本件に関しては、結論に影響しないためインドネシアの主張については判断しないと述べ、ただし、各号該当性を判断せずに正当化できないと結論づけたパネルの判示部分は無効 (moot) であると宣言した。

(イ) 鶏肉及び鶏製品に関する輸入規制 (DS484)

本件については、2017 年 5 月にパネル報告書が公表され、上訴されずに判断が確定している。パネル判断の概要は以下のとおり。

輸入許可リスト (ポジティブ・リスト) 措置 (同リストに掲載されていない対象品目は輸入できない) は、GATT 第 11 条第 1 項に違反し、インドネシアが主張するハラル関連の国内法令との関連性は認められるが、認証制度が代替措置として存在すること等に鑑みて必要性が認められず、同第 20 条 (d) 号で正当化できない。

用途制限措置のうち、冷凍鶏肉についてホテル、レストラン等の特定用途又は近代的市場での販売のためだけ輸入できるとする規制については、国内産品に適用される同等の措置が存在しないため、GATT 第 3 条第 4 項は適用されない。しかし、本措置は第 11 条第 1 項違反にあたり、かつ、第 20 条 (b) 号 (健康保護) 及び (d) 号 (消費者誤認防止のための国内法令遵守) による正当化の主張については、いずれも目的との関連性は認められるものの、目的貢献度に疑義があり貿易制限度は高いこと等から必要性が認められないため、正当化は認められない。他方、用途制限のうち冷蔵貯蔵庫の保有を求める規制については、国内産品に対する同等の措置が存在するため GATT 第 3 条第 4 項が適用され、輸入品に対して国産品よりも厳格な執行 (より厳格な制裁規定、流通計画の提出・遵守義務等が適用される) が求められる点において同条項に違反し、また、インドネシアは国産品と輸入品を区別する理由を説明

できないため、GATT 第 20 条 (b) 又は (d) 号による正当化は認められない。

輸入許可レジーム措置 (関連する各種手続が申請者にとって負担が重いこと) については、申請期間・有効期間が限定されるため運用上輸入できない期間が発生することや輸入条件が硬直的に運用されている点等で、GATT 第 11 条第 1 項に違反する。また、インドネシアは、ハラル規制、公衆衛生、消費者誤認防止、税関等に関する国内法令を遵守するための人材配置を可能にする措置であるとして第 20 条 (d) 号による正当化を主張したが、措置と当該目的との関連性は認められるものの、措置を通じて入手できる情報の有意性が疑わしいことから、目的に対して重要な貢献度があるとはいえず、ブラジルが主張する代替方法 (輸出貨物量等の別の情報に基づく人材配置) がありうるため、必要性が認められない。よって、同号に基づく正当化は認められない。

他方、ハラルラベル規制 (ハラル製品に関するラベル規制の執行について、国産品には猶予期間や小規模販売に対する例外が認められること) については、国内法の解釈上国産品について猶予期間が定められていることは認められず、また、ブラジルが主張する悪影響 (輸入冷凍鶏肉は、解凍後も、包装が強制され、その結果ラベルも強制されること) は、別の規制 (輸入鶏肉に対する伝統市場到達前の包装やラベルの義務付け等) に基づくものであり、小規模販売例外と真正な関連性を有すると認められないため、GATT 第 3 条第 4 項違反は認められない。

また、直送義務 (原産国からインドネシアの輸入地への直送が必要とされる) については、国内法の解釈上第三国への停泊が禁止されるとは解釈できないこと等から、GATT 第 11 条第 1 項違反は認められない。

さらに、本件では、ブラジルが、(a) 複数の個別措置によって構成され、(b) それらが複合的に運用されることで発生・執行され、(c) 単一の優先的 (overriding) な目的を達成するために設けられた、明文のない措置としての、鶏肉・鶏製品の輸入に関する一般的禁止 (general prohibition) が存在し、同措置は個別の構成措置が変更されても存続し続けるものであり、GATT 第 11 条第 1 項等に違反すると主張している。ブラジルは、同措置は、上記の輸入許可リスト措置・用途制限措置・輸入許可レジーム等に加えて、動物・動物製品について国内供給を

輸入に優先する旨の規定や、対象産品を含む必需品・戦略的物品の輸入について政府の裁量が広く認められることから構成されている、と主張している。しかし、本件措置については、個別の構成要素から区別される単一の措置として存在することが認められず、各個別措置とブラジルが主張する単一の優先的目的（自給自足政策）の間の関連性が認められず、また、当該目的が貿易制限措置を通じて将来実施されうことは立証できていないことから、ブラジルは、一般禁止措置の存在を立証できていない。したがって、同措置に関する主張は認められない。